

燕市国民健康保険に加入するとき・脱退するとき

■国民健康保険の加入・脱退の届け出について

就職、退職や住所変更などで保険証が変更になるときは、**事由が生じた日から14日以内に手続きをしてください。**
 国民健康保険の加入・脱退手続きは、会社は代行しませんので各自で手続きが必要です。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険を脱退したとき（職場を退職した場合や、家族の被扶養者でなくなった場合など）	・健康保険資格喪失連絡票などの脱退した日が確認できる書類
	市外から転入してきたとき	・転出証明書
国保を脱退するとき	社会保険など他の健康保険に加入したとき（就職した場合や、家族の被扶養者になった場合など）	・国保の被保険者証 ・新しく加入した保険証（全員分）、または健康保険資格取得連絡票
	市外へ転出するとき	・国保の被保険者証
その他	修学のため市外へ転出するとき	・国保の被保険者証 ・在学証明書や学生証の写し（有効期限のわかるもの）など
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	・国保の被保険者証

上記の「届け出に必要なもの」のほか、次のものをお持ちください

- 届出人の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 委任状（同一世帯以外の方が手続きを代行する場合に必要です）
- マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード（世帯主と異動する人の分が必要です）

※新しい保険証が届く前に医療機関を受診する場合、保険証が変わることを医療機関の窓口申し出てください。今まで使っていた保険証で受診すると、市が負担した医療費を後日返納してもらうことがあります。

※加入手続きが遅れた場合でも、資格を有した日にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。


※脱退手続きが遅れた場合は、社会保険等に加入された人の分も国民健康保険税が課税され続けます。早めの手続きをお願いします。

■介護保険適用除外の届け出について

燕市国民健康保険に加入している40歳～64歳までの人で、介護保険適用除外施設に入所し、一定の要件を満たす場合、届け出により国民健康保険税の一部を納付する必要がなくなります。詳しくは下記問い合わせ先へご相談ください（適用除外施設を退所した場合は、介護保険適用除外非該当の届け出が必要）。

■手続き・問合せ 保険年金課 国保係（市役所1階9～11番窓口）☎ 0256・77・8132

燕市国民健康保険 人間ドック費用助成の申請を受け付けています



※すでに令和4年度の間人間ドック費用助成の申請をした人には、4月下旬ころに受診票をお送りします。

対 次の①～③のすべてに該当する人

- ①燕市国民健康保険加入者で、30歳（誕生日が平成5年4月1日以前の人で、令和4年度中に満30歳になる人も対象）～74歳の人 ※令和4年度中に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前日までに受診する場合に助成が受けられます。75歳以上の人は、後期高齢者医療からの助成対象となる場合があります。詳細は、保険年金課 年金医療係（☎ 0256・77・8133）までお問い合わせください。
- ②納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯に属する人または完納が見込まれる世帯に属する人
- ③令和4年度に燕市が実施する健康診査または特定健康診査を受診しない人

※受診日当日に国民健康保険の資格を喪失している人（後期高齢者医療や社会保険などに加入した場合など）は、助成対象外。

■実施期間 5月1日（日）～令和5年3月31日（金）

■助成額 1万8,900円を限度額として、費用額の2分の1（脳ドックやオプション検査は全額自己負担）

■国民健康保険の保険証をお持ちのうえ、保険年金課（市役所1階9～11番窓口）で「人間ドック受診申請書」を提出。郵送の場合は、市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ保険年金課まで郵送してください。申請後、4月下旬以降に「人間ドック受診票」を送付します。受診日に受診票を検診機関に提出し、助成額を差し引いた差額のみをお支払いください。

※検診機関によっては、全額自己負担後の助成となる場合があります。その場合、4月下旬以降に手続き方法などのご案内を送付します。

■検診機関の受診日予約について

希望した検診機関にご自分で直接予約してください。市から「人間ドック受診票」が届く前でも予約が可能です。

■問合せ 保険年金課 国保係 ☎ 0256・77・8132


東京圏から燕市へ 移住した人に支援金を 支給します

対東京圏から燕市に移住した人で、新潟県の移住支援事業で選定された事業所に就職、または県内で起業した人など要件あり。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■補助金額 単身世帯60万円、2人以上の世帯100万円（18歳未満の世帯員がいる場合は、1人あたり30万円の加算あり）

■地域振興課 交流推進係 ☎ 0256・77・8364

東京圏から燕市へ移住した人への支援金支給のページ▼



移住者向け家賃補助制度


県外から就職や起業で燕市へU・Iターンする人や、市外から転入する新婚世帯、県外の事業所に勤務するテレワーカーに対して、市内アパートなどの賃貸住宅家賃の一部を補助します。転入してから60日以内に申請する必要があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■補助金額 月額家賃から住宅手当・管理費などを引いた額の2分の1 ※1カ月の上限1万5,000円（1,000円未満切り捨て）

■補助期間 最長24カ月

■問合せ 地域振興課 交流推進係 ☎ 0256・77・8364

移住者向け家賃補助制度のページ▼



軽自動車税(種別割)の減免申請

身体に障がいをお持ちで歩行が困難などの事情がある人が、自家用車などを所有し使用する場合に、軽自動車または普通自動車いずれか1台に限り、減免を受けることができます。

●軽自動車税(種別割)の減免

① 4月26日(火)～5月24日(火)までに税務課(市役所2階7番・8番窓口)へ ② 申請書 ③ 運転免許証(写) ④ 個人番号カードか通知カード ⑤ 軽自動車税(種別割)納税通知書(5月13日(金)以前に申請する人は不要) ⑥ 身体障害者手帳または療育手帳など ⑦ 自動車検査証(写) ⑧ 障がい者として生計者が、障がい者のために使用する場合はそれを証明する書類(通学・通院証明書など。通院証明書は前年度に減免を受けている人であれば診察券でも可) ※障がいの区分や車検証上の名義人によっては、減免の対象にならない場合があります。

■問合せ 市民税係 ☎ 0256・77・8144

新潟地域振興局 三条収税課へお問い合わせください。

新潟県地域振興局 三条収税課 電話 ☎ 0256・36・212


■相談 電話 ☎ 0570・090・110 / 全国共通ダイヤル) ほか、定例相談所などで受け付けています。詳細は、新潟行政評価事務所ホームページをご覧ください。

■燕市での定例相談所

燕市在住の行政相談委員(総務大臣が委嘱しているボランティア)が、お話を伺います。日時は毎月の「広報つばめ」・「相談アラカルト」内「行政相談」に掲載しています(今号は30ページ)。

■新潟行政評価事務所 行政相談課 ☎ 025・282・115 / 市民課 市民生活係 ☎ 0256・77・8107

新潟行政評価事務所 ホームページ▼



■交通事故発生状況

■生活環境課 交通安全・防犯係 ☎ 0256・77・8162

●令和4年1月1日～2月末日 () は2月分のみ

	対前年比
発生件数	11件(5) - 2件
死者数	0人(0) 0人
負傷者数	11人(5) - 2人

●春の全国交通安全運動を実施します!

4月に入ると、子どもたちの通園・通学が始まり、道路の横断に慣れない小さな子どもが多く見かけられます。ドライバーの皆さんは思いやりをもった運転で子どもたちを交通事故から守りましょう。

■期間 4月6日(水)～15日(金)

■運動の重点 ①子どもを始めとする歩行者の安全の確保・横断歩行者などの交通事故防止(新潟県重点) ②歩行者等保護や飲酒運転根絶などの安全運転意識の向上 ③自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保 ④交差点での交通事故防止(燕市重点)